

議案第 107 号

松阪市景観条例の一部改正について

松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市景観条例の一部を改正する条例

松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。